

## 平成27年度における会計検査院の中小企業者に関する契約の方針

平成27年12月 会計検査院

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、平成27年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

### 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

#### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

平成27年度の会計検査院における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約6億円、比率が60.0%になるよう努めるものとする。

#### 2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、会計検査院はこの目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成29年度までに概ね2%程度とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

また、平成26年度実績値が推計値であることを踏まえ、今後、新規中小企業者の契約実績等の把握に努める。

（参考）平成26年度新規中小企業者向け契約実績（推計値）

官公需総額に占める割合 0.3%（※）

※中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手して、民間調査機関に委託して調査を実施

#### 3 推進体制の整備

中小企業者の受注の機会の増大のため、推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、1及び2の目標達成に向けて、方針の策定、実績及び課題の把握等を行うほか、必要に応じ、調達担当部局に対して情報提供等を行う。

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

### 1 官公需情報の提供の徹底

発注見通し及び入札情報のホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

### 2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に具体的に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努める。

また、調達の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

### 3 中小石油販売業者に対する配慮

(1) 石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

## 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

1 調達担当部局は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。

2 調達担当部局は、契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すものとする。

3 調達担当部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者から見積書を徴取するよう努める。

## 第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

### 1 本方針の適用範囲

本方針は、会計検査院において適用する。

2 事務総長官房会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を調達担当部局へ提供する。

(別紙)

中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制

